

国民スポーツ大会スポーツクライミング競技競技運営員規定

(目 的)

第1条 公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会（以下「本協会」という。）は、国民スポーツ大会スポーツクライミング競技会（以下「競技会」という。）の円滑・公正な競技運営を図るため、国民スポーツ大会スポーツクライミング競技運営員（以下「競技運営員」という。）規定を定める。

(資 格)

第2条 競技運営員は、本協会に所属する都道府県の山岳（・スポーツクライミング）連盟又協会（以下「県連盟（県協会）」という。）会長の推薦を受けた者で、所属県連盟（県協会）会長が申請し、本協会が主催又は認定する所定の研修（以下「研修」という。）を受講した者をいう。研修は、本規定細則に定める。研修受講時の年齢は問わないが、競技運営に携わる時点で18歳に達していなければならない。

- 2 研修を受講するにあたって受講者は、所属県連盟（県協会）会長名による「研修会参加申込書」を提出しなければならない。
- 3 本協会公認スポーツクライミング競技審判員資格を保有する者は、研修を受講したものとみなす。

(任 務)

第3条 競技運営員は、国民スポーツ大会スポーツクライミング競技会の開催地都道府県実行委員会、同競技会会場地実行委員会、開催地県連盟（県協会）と協力して競技運営にあたることを主な任務とする。

(資格の喪失)

第4条 競技運営員は、正当な理由がなく、次の各号の一つに該当するときは、常務理事会の議を経て資格を喪失する。

- (1) 本協会所属会員でなくなったとき
- (2) 競技運営にあたり不正、不公平な行為を行ったとき

付 則

- 1 本規定の改廃は、国スポ委員会の議を経て常務理事会で行う。
- 2 平成19年5月20日 制定（山岳競技審判員規程（昭和51年5月23日制定）の全部改定）
- 3 この規程の施行前に取得した改正前の審判員資格については、改正後の競技運営員と読み替えて適用し、更新時から順次移行する。
- 4 本規定は、平成20年4月 1日から施行する。
平成22年5月16日 改定
平成23年4月 1日 改定
平成24年5月19日 改定
平成25年5月11日 改定
平成26年5月25日 改定
平成29年5月13日 改定
平成31年4月11日 改定
令和 元年8月1日 改定
令和 5年5月11日 改定